

業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2
促進事業実施要領（案）

第1 目的

この実施要領は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業）（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、業務用施設等におけるZEB化・省CO2化を促進し、ひいては業務その他部門の大幅な低炭素化の実現に寄与することを目的とする。

第2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、別表第1欄及び2欄に掲げる事業に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付し、もって業務用施設等におけるCO2排出量の削減を行う事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

第3 補助金の交付事業

(1) 交付の対象となる事業及び経費

間接補助金の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表第1第1欄及び第2欄に掲げる事業とし、補助事業者は、これらに要する経費のうち、同表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）について、補助金の範囲内において間接補助金を交付する。

(2) 間接補助金の交付の申請者

間接補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

① ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

ア 民間企業

イ 個人事業主

ウ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

エ 地方独立行政法人法（平成15年法律第108号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

オ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人

- カ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- キ 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- ク その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て補助事業者が適当と認める者

② 既存建築物等における省 CO2 促進事業

- ア 民間企業
- イ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- ウ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- エ 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- オ 大臣の承認を得て補助事業者が適当と認める者

③ 国立公園宿舎施設の省 CO2 改修支援事業

- ア 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき、宿舎事業を執行する者
- イ 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、環境大臣の認可を受けて宿舎事業を執行する者
- ウ 民間企業（ア又はイと共同申請する者に限る）

④ 上下水道施設の省 CO2 改修支援事業

- ア 水道法第 3 条第 5 項に規定する水道事業者又は水道用水供給事業者
- イ 下水道管理者（下水道処理場における事業に限る）
- ウ 民間企業（ア又はイと共同申請する者に限る）

(3) 間接補助金の交付額の算定方法

間接補助金の交付額は、別表第 1 第 5 欄に掲げる方法により算出するものとし、当該間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(4) 補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ア 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知

- イ 間接補助金交付先の採否及び翌年度における間接補助事業の継続実施の可否等に関する審査基準の作成等及び審査委員会（以下「委員会」という。）の設置運営
- ウ 間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。）
- エ 間接補助金の交付決定を受けた者（以下「間接補助事業者」という。）の指導監督
- オ 間接補助事業に対する問合せ等への対応
- カ 上記に関する付帯業務

(5) 交付規程の内容

交付要綱第14条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第4条から第13条及び第16条並びに第17条に準じた事項及び事業報告書の提出並びにその他必要な事項を記載するものとする。

(6) 間接補助金交付先の採択等

- ① 補助事業者は、公正かつ透明性が確保された手続により間接補助金交付先の採択を行うため、環境省と協議の上、採否に関する審査基準（案）を作成し、採択のために設置した委員会の承認を受けるものとする。
- ② 補助事業者は、①の審査基準に基づき間接補助金交付先の採択を行う。
- ③ 間接補助金交付先の採択は、環境省地球環境局長と協議の上、行うものとする。
- ④ 補助事業者は、②及び③に基づき採択した複数年度計画の間接補助事業及び前年度より継続して実施する間接補助事業のうち、翌年度以降における間接補助事業の計画変更（軽微な変更である場合を除く）が生じた場合は、①、②及び③に準じた手続により審査及び協議し、翌年度における間接補助事業の継続実施の可否を決定するものとする。

(7) 消費税額等の確定

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額について報告させるとともに、その返還を命ずるものとする。

(8) 間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された設備及び機械器具には、環境省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

(9) 間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(10) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

(11) 事務費の中間検査

環境省は、上半期（交付決定日から9月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

(12) 翌年度の間接補助事業に関する協議

補助事業者は、複数年度計画の間接補助事業及び前年度から継続して実施する間接補助事業のうち翌年度における間接補助事業について、間接補助事業者より、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該事業を開始したい旨の申請があり、その必要性が認められる場合は、別紙様式により環境省地球環境局長に協議することができる。

(13) 複数年度計画の間接補助事業

補助事業者は、複数年度計画の間接補助事業により採択された事業について、2年目以降の事業を継続しない場合には、過年度に交付した間接補助金の全部又は一部に相当する額を納付させることがある。

第4 間接補助事業者による事業報告書の提出

補助事業者は、間接補助事業者に対して、間接補助事業の完了の日の属する年度の終了後3年間の期間について、毎年度、二酸化炭素削減効果に関する事業報告書を大臣に提出するよう、期限を設けて指示しなければならない。

第5 指導監督

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

第6 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、平成30年3月19日から施行する。
- 2 この実施要領の規定は、平成30年度予算に係る補助金から適用し、平成29年度

以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

- 3 平成29年度業務用施設等における省CO2促進事業及び平成29年度上下水道システムにおける省CO2化推進事業から継続実施する間接補助事業（以下「事業」という。）については、第3の（6）①、②及び③の規定は、適用しない。
- 4 3の事業のうち、平成29年度業務用施設等における省CO2促進事業及び平成29年度上下水道システムにおける省CO2化推進事業の補助事業者が環境省地球環境局長と協議した結果、補助事業者が行う交付決定の日以前から実施する必要があると認められる事業については、補助事業者が補助金の交付決定を受けた日から補助事業者が行う交付決定の日の前日までの間において、当該事業を開始することができる。

附 則

- 1 この実施要領は、平成31年 月 日から施行する。
- 2 この実施要領による改正後の規定は、2019年度（平成31年度）予算に係る補助金から適用し、平成30年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 前年度から継続実施する間接補助事業（以下「事業」という。）については、第3の（6）①、②及び③の規定は、適用しない。
- 4 3の事業のうち、前年度の補助事業者が環境省地球環境局長と協議した結果、補助事業者が行う交付決定の日以前から実施する必要があると認められる事業については、補助事業者が補助金の交付決定を受けた日から補助事業者が行う交付決定の日の前日までの間において、当該事業を開始することができる。

別表第1

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業	業務用建築物において、『ZEB』・Nearly ZEB(※1)の実現に必要な省エネ・省CO2性の高いシステムや高性能設備機器等を導入する事業 ※1:設計時において基準一次エネルギー消費量から50%以上削減(再生可能エネルギー除く)、かつ基準一次エネルギー消費量から75%以上削減(再生可能エネルギー含む)となる建築物。	事業を行うために必要な工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費(間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。)	補助事業者が必要と認められた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 エ ウにより算出された額が次の額を超える場合はそれぞれ次の額を上限額とする。 ①延床面積10,000m ² 未満の民間建築物(新築に限る) 5億円 ②地方公共団体所有の建築物 5億円 ③延床面積2,000m ² 未満の民間建築物(既設に限る) 3億円
	業務用建築物において、ZEB Ready(※2)の普及に向けた建築物の実現に必要な省エネ・省CO2性の高いシステムや高性能設備機器等を導入	事業を行うために必要な工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費(間接補助対象経費の	補助事業者が必要と認められた額	ア 平成30年度からの継続事業 下記①、②及び③に従って得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ①総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 ②第3欄に掲げる間接補助対象

	<p>する事業</p> <p>※2：設計時において基準一次エネルギー消費量から50%以上削減（再生可能エネルギー除く）、かつ基準一次エネルギー消費量から50%以上75%未満削減（再生可能エネルギー含む）となる建築物。</p>	<p>内容については、別表第2に定めるものとする。）</p>	<p>経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>③①により算出された額と②で選定された額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>ただし、算出された額が3億円を超える場合は、3億円（地方公共団体が所有する2,000m²以上の建築物については5億円）を上限とする。</p> <p>イ 延床面積2,000m²未満の建築物（新築に限る）</p> <p>下記①及び②により算出された額のうち少ない額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>①対象建築物の延床面積（単位：m²）に30,000円を乗じて得た額</p> <p>②第3欄に掲げる間接補助対象経費の合計額から寄付金その他の収入額を控除した額に3分の2を乗じて得た額</p> <p>ウ 延床面積2,000m²以上10,000m²未満の民間建築物（新築に限る）</p> <p>下記①、②及び③に従って得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>①総事業費から寄付金その他の</p>
--	--	--------------------------------	---

			<p>収入額を控除した額を算出する。</p> <p>②第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>③①により算出された額と②で選定された額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>ただし、算出された額が5億円を超える場合には、5億円を上限とする。</p> <p>エ 延床面積2,000㎡以上の地方公共団体所有の建築物(新築に限る)</p> <p>下記①、②及び③に従って得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>① 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>② 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>③ ①により算出された額と②で選定された額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>ただし、算出された額が5億円を超える場合には、5億円を上限とする。</p>
--	--	--	---

				<p>オ 延床面積2,000㎡未満の民間建築物（既設に限る）</p> <p>下記①、②及び③に従って得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>①総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>②第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>③①により算出された額と②で選定された額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>ただし、算出された額が3億円を超える場合には、3億円を上限とする。</p> <p>カ 地方公共団体所有の建築物（既設に限る）</p> <p>下記①、②及び③に従って得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>①総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>②第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>③①により算出された額と②で選定された額とを比較して少な</p>
--	--	--	--	--

				<p>い方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>ただし、算出された額が5億円を超える場合には、5億円を上限とする。</p>
<p>既存建築物等における省CO2促進事業</p>	<p>既存の民間業務用建築物等に対し、30%以上のCO2削減効果が得られる設備等を導入する事業</p>	<p>事業を行うために必要な工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費(間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。)</p>	<p>補助事業者が必要と認められた額</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。また、算出された額が5,000万円を超える場合は、5,000万円を上限とする。</p>
	<p>テナントが入居する既存建物(以下テナントビルという)において、ビルオーナーとテナントが、環境負荷を低減する取組に関する契約や覚書(グリーンリース(GL)契約等)を結び、当該GL契約等に基づき設備改修を実施する場合に必要な</p>	<p>事業を行うために必要な工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費(間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。)</p>	<p>補助事業者が必要と認められた額</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額のうち3分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。また、算出された額が4,000万円を超える場合は、4,000万円を上限とする。</p>

	る設備等を導入する事業			
	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条第1項の規定により市町村が策定した「空家等対策計画」において、当該計画で対策の対象とする地区及び空家等の種類に該当する建築物のうち戸建等（店舗兼併用住宅を含む）で、本補助事業の実施後、業務用施設として活用することが確定しているものにおいて、15%以上のCO2削減効果が得られる設備等を導入する事業	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）	補助事業者が必要と認められた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
国立公園宿舎施設の省CO2改修支援事業	国立公園の区域内において、自然公園法に基づく国立公園事業の宿舎事業を執行する者及び	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な	補助事業者が必要と認められた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで

	認可を受けた 宿舎事業施設 を対象にイン バウンド対応 の改修 (Wi-fi 整備、トイレ の洋式化、自 社サイトの多 言語化、案内 表示の多言語 化、客室の和 洋室化、等) の 実施を要件と し、15%以上の CO2 削減効果が期待される 省 CO2 性の高 い設備等を導 入する事業	経費で補助事業者 が承認した経費 (間 接補助対象経費の 内容については、別 表第 2 に定めるも のとする。) ただし、 インバウンド対応 の改修に必要な経 費を除く。		選定された額とを比較して少な い方の額に次の割合を乗じて得 た額を交付額とする。ただし、算 出された額に 1,000 円未満の 端数が生じた場合には、これを切 り捨てるものとする。 (ア) 対象設備が太陽光発電設備の 場合 3分の1 (イ) 対象設備が (ア) 以外の場合 2分の1
上下水道施設 の省 CO2 改修 支援事業	水道施設内に おいて、未利 用圧力等を活 用する小水力 発電設備等の 再エネ設備 や、インバー タ等省エネ型 の設備・機器・ システム、配 管系統での圧 力・流量等の 計測や末端配 水圧力の適正 化のための監 視・制御・計装 設備を導入す る事業	事業を行うために 必要な工事費 (本工 事費、付帯工事費、 機械器具費、測量及 試験費)、設備費、事 務費及びその他必 要な経費で補助事 業者が承認した経 費 (間接補助対象経 費の内容について は、別表第 2 に定め るものとする。)	補助事業者 が必要と認 めた額	ア 総事業費から寄付金その他の 収入額を控除した額を算出する。 イ 第 3 欄に掲げる間接補助対象 経費と第 4 欄に掲げる基準額と を比較して少ない方の額を選定 する。 ウ アにより算出された額とイで 選定された額とを比較して少な い方の額に、次の割合を乗じて得 た額を交付額とする。ただし、算 出された額に 1,000 円未満の 端数が生じた場合には、これを切 り捨てるものとする。 (ア) 対象設備が太陽光発電設備の 場合 3分の1 (イ) 対象設備が (ア) 以外の場合 2分の1

	<p>下水道施設において、太陽光発電設備等の再エネ設備、IoT等を用いた下水道施設の省エネ化のための設備の設置、改築（主たる設備の設置、改築が社会資本整備総合交付金の対象となる事業を除く）を行う事業</p>	<p>事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、事務費及びその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）</p>	<p>補助事業者が必要と認められた額</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に次の割合を乗じて得た額を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (ア) 対象設備が太陽光発電設備の場合 3分の1 (イ) 対象設備が(ア)以外の場合 2分の1</p>
--	---	--	------------------------	--

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>① 特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、</p> <p>② 水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、</p> <p>③ 機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。))</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>② 準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p> <p>④ 技術管理に要する費用、</p> <p>⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用</p>

		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事中機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。

事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p>												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="469 607 536 703">号</th> <th data-bbox="536 607 1185 703">区 分</th> <th data-bbox="1185 607 1396 703">率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="469 703 536 799">1</td> <td data-bbox="536 703 1185 799">5,000 万円以下の金額に対して</td> <td data-bbox="1185 703 1396 799">6. 5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 799 536 896">2</td> <td data-bbox="536 799 1185 896">5,000 万円を超え1 億円以下の金額に対して</td> <td data-bbox="1185 799 1396 896">5. 5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 896 536 987">3</td> <td data-bbox="536 896 1185 987">1 億円を超える金額に対して</td> <td data-bbox="1185 896 1396 987">4. 5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区 分	率	1	5,000 万円以下の金額に対して	6. 5%	2	5,000 万円を超え1 億円以下の金額に対して	5. 5%	3	1 億円を超える金額に対して	4. 5%
号	区 分	率													
1	5,000 万円以下の金額に対して	6. 5%													
2	5,000 万円を超え1 億円以下の金額に対して	5. 5%													
3	1 億円を超える金額に対して	4. 5%													

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数に分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

別紙様式

番 号
年 月 日

環境省地球環境局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名
印

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業）
に係る翌年度における間接補助事業について

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業）について、間接補助事業者より、翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における間接補助事業を開始したい旨の申請があったため審査した結果、その必要性が認められるので、業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業実施要領第3（12）の規定に基づき、下記の通り協議します。

記

1. 間接補助事業の概要
 - （1）間接補助事業者の氏名又は名称
 - （2）間接補助事業の名称
 - （3）間接補助事業の概要
 - （4）翌年度における間接補助事業の概要
2. 翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における間接補助事業を開始する必要性
3. 参考資料